

生 衛 第 6 3 1 号

令和 5 年 11 月 14 日

各保健所長 殿

保健医療部長

水道用次亜塩素酸ナトリウムの適正な取扱いについて

今般、管内の複数の事業者において、水道水から塩素酸が基準値を超えて検出される事案が発生しました。

水質基準は水道法第 4 条に定める水道水が備えるべき要件であり、水道事業者には遵守義務、検査義務があります。

つきましては、「水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き（Q&A）第 2 版」（公益社団法人日本水道協会）等を参考に水道用次亜塩素酸ナトリウムの適正な取扱いについて確認するよう、貴管内の大臣認可を含む全ての水道事業者及び水道用水供給事業者へ周知をお願いします。

（参考）水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き（Q&A）第 2 版
http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/pdf/202303_suidouyou_guideline_v2.pdf